（様式第７号）

第　　　号

　年　月　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　滋賀県知事　　　　　　　　印

　滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等実践取組モデル事業補助金

交付決定通知書

　　年　月　日付けで申請のあった滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等実践取組モデル

事業補助金については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第９号。以下「規

則」という。）第４条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、規

則第６条の規定により通知します。

記

１．補助金交付の対象となる事業は、　年　月　日付けで提出された交付申請書記載のとお

　りとする。

２．補助事業に要する経費および補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容

　が変更された場合の補助事業に要する経費および補助金の額については、別に通知すると

　ころによるものとする。

補助事業に要する経費 　　　　　　　　　　　円

補助対象経費 円

補助金の額 　 円

３．補助事業の実施にあたっては、規則および滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等実践

取組モデル事業補助金交付要綱に従わなければならない。